



島根県報

平成18年11月 6 日 (月)
第 1,826 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

告 示

平成18年度第 4 次自衛官募集	(消 防 防 災 課)	1
森林法第189条の規定による告示及び掲示	(森 林 整 備 課)	2

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請に係る書類の縦覧	(環 境 生 活 総 務 課)	2
肥料の登録の更新	(農 畜 産 振 興 課)	3

教委規則

島根県立古墳の丘古曾志公園条例施行規則	(文 化 財 課)	3
---------------------	-----------	---

選管告示

政治資金規正法の規定に基づく設立の届出のあった政治団体	8
政治資金規正法の規定に基づく異動事項の届出のあった政治団体	8
政治資金規正法の規定に基づく解散の届出のあった政治団体	9
政治資金規正法の規定に基づく届出のあった資金管理団体	9
政治資金規正法の規定に基づく異動事項の届出のあった資金管理団体	9
政治資金規正法の規定に基づく指定の取消しの届出のあった資金管理団体	10

告 示

島根県告示第1,020号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条及び第117条第 1 項並びに第118条の規定に基づき、平成18年度第 4 次自衛官募集の募集期間、試験期日、試験場等を次のとおり告示する。

平成18年11月 6 日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 採用する自衛官
男性のみ 2 等陸士・2 等海士・2 等空士 若干名
- 2 募集期間
平成18年11月 6 日 (月) から平成18年11月27日 (月) まで
- 3 試験期日
平成18年12月 2 日 (土)
- 4 試験場の位置及び名称
出雲市松寄下町1142 - 1 (電話0853 (21) 1045)
陸上自衛隊出雲駐屯地
- 5 採用予定日
平成19年 3 月又は 4 月
- 6 その他

(1) 応募資格

日本国籍を有し、採用予定月の1日現在18歳以上27歳未満の男性

(2) 試験科目

ア 筆記試験（国語・数学・社会・作文）

イ 口述試験

ウ 適性検査

エ 身体検査

(3) この試験に関する問合せは、自衛隊島根地方協力本部（松江市学園1丁目1-14 電話0852(21)0015）に連絡すること。

島根県告示第1,021号

平成18年島根県告示第940号で保安林指定施業要件変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定に基づき、その通知の内容を安来市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成18年11月6日

島根県知事 澄 田 信 義

1 保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明である通知の相手方	
	保安林の権利者	住 所
安来市伯太町峠之内786 - 11	芦村 誠	鳥取県米子市寺町 6
安来市広瀬町布部2353	安部 宣男	鳥取県米子市灘町 3 - 30
安来市伯太町赤屋817 - 1	川上 善次	安来市伯太町下小竹258 - 1
安来市広瀬町宇波2141	澤田 勝太郎	安来市広瀬町宇波780
安来市伯太町峠之内786 - 11	新田 チヨノ	安来市伯太町峠之内480
安来市伯太町峠之内786 - 11	山岡 弘明	兵庫県神戸市垂水区学が丘

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する第10条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成18年11月6日

島根県知事 澄 田 信 義

1 申請のあった年月日

平成18年10月25日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 まごころサービス松江センター

3 代表者の氏名

勝部 加代

4 主たる事務所の所在地

島根県松江市新雑賀町3番17号

5 定款に記載された目的

この法人は、高齢者をはじめ福祉を必要とする人に対して介護、介助、支援に関する事業を行い、地域社会に寄与することを目的とする。

6 縦覧に供する書類

変更後の定款

7 縦覧期間

申請書を受理した日から2月間

8 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎1階）

松江地区県政情報コーナー（松江合同庁舎2階）

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次の肥料の登録を更新したので、同法第16条第1項の規定により公告する。

平成18年11月6日

島根県知事 澄 田 信 義

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名又は 名称及び住所	登録有効 期限
島肥登 第400号	混合有機質肥料	スーパー地力の 素	窒素全量 3.0 りん酸全量 4.0 加里全量 2.0	公定規格のと おり	株式会社地力の素舎 島根県松江市玉湯町玉 造1420番地7	平成21年 11月13日

教 育 委 員 会 規 則

島根県立古墳の丘古曾志公園条例施行規則をここに公布する。

平成18年11月6日

島根県教育委員会委員長 七五三 勝 巳

島根県教育委員会規則第29号

島根県立古墳の丘古曾志公園条例施行規則

島根県立古墳の丘古曾志公園条例施行規則（平成3年島根県教育委員会規則第2号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、島根県立古墳の丘古曾志公園条例（平成3年島根県条例第9号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（指定管理者の申請に関する書類等）

第2条 条例第5条第2項の申請書の様式は、指定管理者指定申請書（様式第1号）によらなければならない。

（事業報告書の内容等）

第3条 条例第7条の規則で定める日は、毎会計年度終了後60日とする。ただし、条例第9条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消された場合は、その取消しの日から30日とし、その報告の対象となる期間は当該取消しの前日までとする。

2 条例第7条の規則で定める内容は、次のとおりとする。

(1) 古墳の丘古曾志公園（以下「古墳の丘」という。）の管理運営の体制

- (2) 古墳の丘で実施した事業の内容並びに当該事業を実施した時期及び成果
- (3) 古墳の丘の利用の実績及びその分析
- (4) 古墳の丘の管理運営に要した経費の総額及び内訳
- (5) その他古墳の丘の管理運営に関し委員会が必要と認める事項

(使用料の減免)

第4条 条例第15条の規定により、古墳の丘の施設及び設備で条例別表に掲げる施設及び設備の使用料の減免を受けようとする者は、あらかじめ、古墳の丘古曾志公園施設等使用料減免申請書(様式第2号)を提出し、委員会の承認を受けなければならない。

(使用料の還付)

第5条 条例第16条ただし書の規定に基づき、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める額の使用料を還付するものとする。

- (1) 条例第16条第1号又は第2号に該当するとき。 使用料の全額
- (2) 条例第16条第3号に該当し、使用開始の日から起算して2日前までに使用の中止を申し出たとき。 使用料の5割相当額

2 使用料の還付を受けようとする者は、古墳の丘古曾志公園施設等使用料還付請求書(様式第3号)を委員会に提出しなければならない。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、古墳の丘の管理運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

様式第 1 号 (第 2 条関係)

指定管理者指定申請書

年 月 日

島根県教育委員会 様

申請者 所 在 地

名 称

代表者氏名

印

古墳の丘古曾志公園の指定管理者について指定を受けたいので、島根県立古墳の丘古曾志公園条例第 5 条第 2 項の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

法 人 等 の 名 称			
代 表 者 職 ・ 氏 名			
主たる事務所の所在地			
設 立 年 月 日	年 月 日	構成員の人数	人
資 本 金 等			
連携団体 (他団体と連携して管理を行う場合に記入すること。)			

添付資料

- 1 古墳の丘に係る事業計画書
- 2 収支予算書
- 3 活動実績書
- 4 過去 3 年間の決算書
- 5 定款・寄付行為等
- 6 印鑑証明書
- 7 法人の登記事項証明書
- 8 納税証明書

様式第2号(第4条関係)

古墳の丘古曾志公園施設等使用料減免申請書

年 月 日

島根県教育委員会 様

申請者 住 所

氏 名



下記のとおり施設等を使用するについて、使用料の減免を受けたいので申請します。

記

使用目的及び内容						
減免を申請する理由						
責 任 者	住所					
	氏名	(電話番号 - -)				
施設等の区分	使 用 期 間					使 用 料
野 外 ス テ ー ジ	年	月	日	時	分から	円
		月	日	時	分まで	
照 明 設 備	年	月	日	時	分から	円
		月	日	時	分まで	
音 響 設 備 映 像 設 備	年	月	日	時	分から	円
		月	日	時	分まで	
使 用 料	正 規 の 使 用 料			減 免 率		減 免 後 の 使 用 料
	円			%		円

(注) 印欄は、記入しないこと。

様式第 3 号 (第 5 条関係)

古墳の丘古曾志公園施設等使用料還付請求書

年 月 日

島根県教育委員会 様

申請者 住 所
氏 名

印

下記のとおり使用料の還付を受けたいので申請します。

記

許 可 の 年 月 日	年 月 日	
還付を受けようとする理由		
還 付 請 求 金 額	一金	円
施 設 等 の 区 分	既 納 の 使 用 料	還 付 額
野 外 ス テ ー ジ		円
照 明 設 備		円
音 響 設 備 映 像 設 備		円

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

島根県選挙管理委員会告示第37号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定に基づき設立の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

平成18年11月6日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

その他の政治団体

名 称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
山田としお島根県後援会	三嶋 章生	森山 友晴	松江市殿町19 - 1
須山隆後援会	渡辺 恵夫	島田 博之	浜田市長沢町669 - 7
勝部かつあき後援会	勝部 勝明	真田 史郎	簸川郡斐川町大字坂田156

島根県選挙管理委員会告示第38号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定に基づき異動事項の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

平成18年11月6日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

1 政党

名 称	異動事項	異 動 内 容	
		新	旧
自由民主党島根県薬剤師支部	代 表 者	田中 慎二	由木 捷
日本共産党島根県西部地区委員会	会計責任者	向瀬 慎一	佐々木 忠且
自由民主党瑞穂町支部	会計責任者	日高 学	洲浜 敏宏

2 その他の政治団体

名 称	異動事項	異 動 内 容	
		新	旧
中島謙二後援会	主たる事務所 の所在地	益田市高津 8 - 6 - 5	益田市高津 5 - 14 - 24
益田政経文化研究会	主たる事務所 の所在地	益田市高津 8 - 6 - 5	益田市高津 5 - 14 - 24
島根県森元つねお後援会	会計責任者	松田 隆治	松原 成克
加茂「ふくま賢造後援会」	主たる事務所 の所在地	雲南市加茂町加茂中1192 - 3	雲南市加茂町大西120
	代 表 者	黒田 直孝	長崎 保夫
葉山ひろこ後援会	代 表 者	田中 三雄	葉山 泰子
平野均後援会	代 表 者	大庭 隆幸	石川 喜代久
	会計責任者	青木 暢大	中村 剛士

佐々木恵二後援会	会計責任者	藤本 回里子	幡歩 美恵子
石原安明後援会	会計責任者	石原 由紀子	小原 幸久

島根県選挙管理委員会告示第39号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第 1 項の規定に基づき解散の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第17条第 3 項の規定により告示する。

平成18年11月 6 日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

その他の政治団体

名	称	解散年月日
石川ひろし後援会		平成17年12月31日
亀城幸平後援会		平成17年12月31日
山本富彦後援会		平成17年12月31日
田中作典後援会		平成17年 3 月25日
研会（石橋重則後援会）		平成17年 3 月31日
山岡豊明後援会		平成17年11月30日

島根県選挙管理委員会告示第40号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第 2 項の規定に基づき届出のあった資金管理団体は次のとおりであったので、同法第19条の 2 第 1 項の規定により告示する。

平成18年11月 6 日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
勝部 勝明	斐川町長	勝部かつあき後援会	簸川郡斐川町大字坂田156	勝部 勝明

島根県選挙管理委員会告示第41号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第 3 項の規定に基づき異動事項の届出のあった資金管理団体は次のとおりであったので、同法第19条の 2 第 1 項の規定により告示する。

平成18年11月 6 日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	異 動 内 容	
			新	旧
中島 謙二	益田政経文化研究会	主たる事務所の所在地	益田市高津 5 - 14 - 24	益田市高津 8 - 1 - 15

		主たる事務所 の所在地	益田市高津 8 - 6 - 5	益田市高津 5 - 14 - 24
--	--	----------------	-----------------	-------------------

島根県選挙管理委員会告示第42号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定に基づき指定の取消しの届出のあった資金管理団体は次のとおりであったので、同法第19条の2第1項の規定により告示する。

平成18年11月6日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

届出をした者の 氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
石川 廣	松江市議会議員	石川ひろし後援会	松江市玉湯町大谷976	石川 廣